

世界 *World*

FTA で国際標準化が進むか

ジェトロ海外調査部国際経済課 安田 啓

衣類などの日用品から自動車や電気機器に至るまで、製品の「規格」が国ごとに異なると貿易のコスト要因になる。約20年前、WTO は各種規格の国際標準への調和を目指し、国ごとの差異をなくすという理想を掲げた。その理想は今日、自由貿易協定（FTA）にも掲げられているが、実現には課題も多い。

標準化への取り組みと限界

2016年12月、日本国内でも国際標準化を身近に感じる出来事があった。衣類の取り扱いに関する洗濯表示記号が、国際標準化機構（ISO）の国際規格に従って変更されたのだ。今春あたりから、「手洗い」「弱」「ドライ」といった見慣れた表示が、○△□などの記号やアルファベットを多用した新ラベルに差し替えられる。

洗濯表示記号が変更された背景には、1995年発効のWTO「貿易の技術的障害（TBT）に関する協定」がある。これは、各国の国内規制・規格を国際規格に調和させることによって貿易障壁の低減を目指した貿易ルールである。今回導入された衣類表示変更（日本工業規格（JIS）に基づく家庭用品品質表示法の改正）も、TBT協定の趣旨に従った国際標準への整合化といえる。

各国は90年代後半以降、TBT協定に基づき国内の各種規格を、関連する国際規格がある場合はそれらに整合的な形に改正する手続きを進めた。その結果、特に製品の安全基準や環境への影響などの規格では、ある程度の国際的調和が進んだと評価されている。

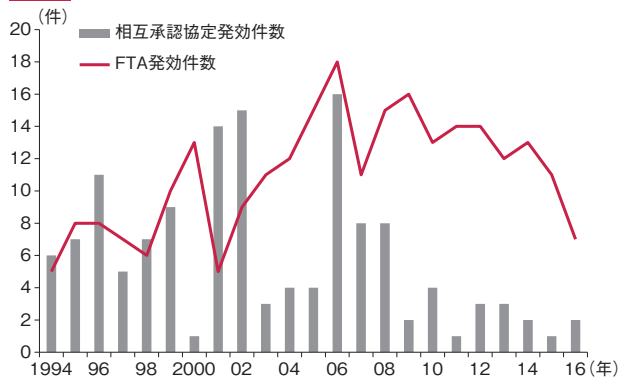
しかし、そうした各国の規格改正には限界もある。第1にTBT協定では、不必要な障害を貿易にもたらす規格を禁止しているものの、各国が正当な目的の下、目的達成に必要な規制を行う権利は認めている。従って、国ごとに国内の規制・規格が異なるという状態は、本質的には変わっていない。第2に、国際規格を制定

するには、通常、3～5年程度の交渉を要する。国際的な合意が得られないために国際規格が存在しない分野も少なからずある。

TBT協定の限界を補うべく、各国政府間では二国間での規制・規格の差異の克服を試みてきた。その代表的な取り組みが相互承認協定の締結である。相互承認協定は、締約国が自国の規格を維持した上で、自国の規格認証機関が相手国の規格の適合性を評価し、双方がその評価結果を受け入れる仕組みである。TBT協定の下でも奨励されている。通信設備の互換性や電気機器の安全性などの項目を対象にした協定が多い。WTOに通報された相互承認協定は150を数える。しかし、過去10年以上にわたり新規の協定締結は低調だ（図）。近隣の国家間では一定の機能を果たしているが、主要国間での利用実績は少ない。各国規制当局が慎重である上に、合意できる分野が限られていることによるところが大きい。例えば米国EU相互承認協定。対象6分野のうち、通信設備と電磁両立性の2分野については発効して運用実績もあるが、娯楽用船舶と、医薬品の製造管理および品質管理基準は利用実績なし、電気安全性と医療機器の2分野は未発効、という具合だ。

新規の相互承認協定が少ないもう一つの理由は、相

図 相互承認協定およびFTAの年別発効件数推移



注：2006～08年発効の相互承認協定32件のうち25件はウクライナが締結した協定
 資料：WTO・TBTデータベースおよびジェトロ「世界と日本のFTA一覧」を基に作成

互承認を含む規制・規格の標準化という貿易課題が近年、FTAに取り込まれる傾向が強まったからである。

TBT 協定を土台に

今日のFTAでは、各国の規格を含む非関税貿易障壁に焦点が当てられるようになってきた。最近締結されたFTAでは、TBT分野の規定を含むものが多い。15年以降に発効した18件を見ても、1件を除く全てのFTAでTBTに関する独立した章（TBT章）を設けている。

FTAに含まれるTBT関連の規定は、①TBT協定の内容の再確認またはFTAの一部としての組み込み、②国際規格への調和の促進、③各国規制の同等性の尊重（可能な限り相手国の当該規制を自国の規制と同等に扱うこと）、④規格の透明性の確保、⑤適合性評価の相互受け入れ……などが中心である。

FTAの特徴を国別に見ると、米国のTBT章では④の「透明性の確保」を重視している。米国が交渉したTPPの当該規定（8.7条）は、同協定におけるTBT章の各条文の中で最も多い19項に上る。規格導入に際しては、利害関係者が規格案に対する意見を提出する機会を尊重し、またその意見の検討に必要な時間的余裕が十分確保されること、などが規定されている。

EUのFTAのTBT章では、②の「国際規格」の尊重が大きな特徴だといえる。EU・ベトナムFTAでは、ISOや国際電気標準会議（IEC）など欧州の影響力が強い機関の名を具体的に挙げ、それらの国際規格を規格の基礎とする、と規定している。これが他のFTAにはない特徴だ。EU・カナダFTAにおける自動車関連の規定でも同様に、国連欧州経済委員会（UNECE）の基準導入拡大が奨励されている。欧州標準を国際標準に拡張するEUの戦略が色濃く表れている。

日本の場合、初期に締結したFTAでは、TBT章の名称は「相互承認章」であり、「適合性評価」の相互受け入れという相互承認協定の役割を担っていた。最近のFTAでも、⑤の「適合性評価手続きの受け入れ」促進が中心的規定となっている。

FTAに含まれる①～⑤のようなTBT規定は、いずれもWTO・TBT協定に含まれる内容でありながら、義務をより具体化、明確化した規定と言い得る。それらの中には、TBT協定の各国の履行状況を検証するWTOのTBT委員会の勧告を取り込んだ内容も含まれる。

現状ではWTOルールそのものの改正は容易ではないため、FTAのTBT規定は、TBT協定を土台にしつつWTOルールの発展に寄与しているとも評価できる。

他方、TBT協定や相互承認協定の限界は、FTAのTBT規定にも当てはまる。すなわち、各国が正当な目的の下に必要な規制を行う権利は維持されている。また相互承認を進めようとしても各国政府当局が慎重姿勢を取るため合意に時間がかかる上に、導入可能な分野は限られる。

別の視点では、規格の国際的調和、国際標準化という名の下に自国に有利な規格を拡散させる取り組みは、今日ではEUだけでなく中国にも見られる。これは、規格の差異という非関税貿易障壁をなくすという、標準化の本来の目的から乖離する動きではないか。

国際標準化は民間中心で

TBT協定を土台に、相互承認協定からFTAへという国際標準化の取り組みを概観してきた。規格の国際標準化を目的とする国際合意は、実は政府間だけでなく民間企業間でも活発に進められてきた。

代表的な非政府間の国際合意としては、IECの「CBスキーム」や、国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認協定「ILAC-MRA」などがある。42カ国が参加するCBスキームでは、IECが承認した各国認証機関が家庭用電気機器の安全性試験を行い、適合性を示す証明書（CB証明書）を発行する。企業はCB証明書があれば、各国における電気機器安全認証手続きを簡略化できる。「ILAC-MRA」は、食品、資源、医療など広範な分野において、試験認証を行う機関間で試験結果を相互に承認する枠組みで、参加国数は94カ国・地域に及ぶ。

認証機関間の取り組みだけでなく、各産業別でも国際協力の枠組みの中で、製造管理基準の調和など可能な範囲での標準化を進め、コスト低減を目指す。貿易コストを負担するのは企業であり、民間ベースで規格の標準化を進める動きは必然的な流れでもある。

EU・カナダFTAなど最近のFTAでは、TBT章とは別に「規制協力」に関する章を設け、製品規格に限らず、サービスや環境基準など幅広い規制について、調和を模索する。拘束力のない努力規定が中心とはいえ、民間企業間の標準化取り組みを政府間で後押しする試みであり、今後の進展が期待される。

